

一般財団法人分県建築住宅センター新築住宅（フラット35・財形住宅）適合証明業務約款

（総 則）

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人分県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、「一般財団法人分県建築住宅センター適合証明業務規程」（以下「規程」という。）及びこの約款に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を誠実に履行する。

（責 務）

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、適合証明引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、別に定める「一般財団法人分県建築住宅センター適合証明業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納めなければならない。

4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提出しなければならない。

5 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。

6 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅の計画に関し乙が行った適合証明関係諸規程等の審査及び現場検査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点の指摘に対し、速やかに図面及び工事の修正その他必要な措置をとらなければならない。

（適合証明の業務期日）

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 設計検査業務 次に掲げる日のいずれか遅い日から10日（営業日とする。以下同じ。）を経過する日

(a) 設計検査業務引受承諾書に定める受付日（建築確認申請を乙に対し併願した場合は、（一財）分県建築住宅センター確認検査業務約款に定めた期日が経過した日とする。）

(b) 建築基準法第6条第4項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認済証の提出があった日

(2) 現場検査業務 次に掲げる日のいずれか遅い日から3日を経過する日

(a) 検査業務引受承諾書に定める検査日

(b) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しが提出された日（同法第7条第1項の規定により検査を要しない対象住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた対象住宅以外の対象住宅の場合に限る）

2 乙は、甲が前条第5項から第6項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

（手数料の納入期日）

第4条 第2条第3項の納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 設計検査申請手数料 設計検査に関する通知書の交付日及び物件検査に関する通知書の交付日

(2) 中間検査申請手数料 中間現場検査の前日

(3) 竣工検査申請手数料 竣工現場検査の前日

(4) 別途協議にて、支払方法を定める場合の支払期日は、甲乙協議の上決定した日

2 第2条第3項に規定する手数料は現金又は乙の指定する銀行口座に振込みにより納入しなければならない。なお、払込みに要する費用は、甲の負担とする

（設計検査提出図書又は建設工事の変更等）

第5条 甲は、設計検査通知書又は現場検査通知書の交付前に、甲の都合により対象住宅の申請内容、計画又は建設工事を変更（以下「変更」という。）する場合は、速やかに乙に変更に係る図書等を提出しなければならない。

2 前項の変更において、変更に係る部分の面積の合計が変更前の床面積の三分の一を越えた場合、検査結果に影響をあたえる場合等、乙の変更内容が著しいと認めるときは、甲は設計検査申請又は現場検査申請を取り下げ、別件として再度設計検査申請又は現場検査申請をしなければならない。

3 前項の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があったものとする。

（甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知し、この契約を解除することができる。この場合において、乙は検査等を中止し、申請関係図書の副本等を甲に返却する。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に手数料を納入しているときはその手数料の返還を乙に請求することができる。また、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害をうけているときは、その賠償を乙に請求することができる。

- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、既に手数料が納入されているときはその手数料を甲に返還せず、未だ手数料が納入されていないときはその手数料の納入を甲に請求することができる。ただし、乙が中間現場検査又は完了現場検査を実施する前に、対象住宅又はその敷地が災害罹災したことにより申請が取り下げられた場合のほか、乙が認めた場合においては、この限りでない。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、既に手数料が納入されているときはその手数料を甲に返還せず、未だ手数料が納入されていないときはその手数料の納入を甲に請求することができる。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、甲にその賠償を請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計検査及び、現場検査がなされた場合
- (2) この契約に定めがある場合を除き、乙に故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、設計検査又は現場検査を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合するか否か並びに対象建築物における瑕疵の有無を保証するものではないものとする。

第9条 (電子申請)

甲の設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査に関する通知書及び適合証明書については、書面で交付するものとし、次の各号については、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織にて交付を行うことができるものとする。

- (1) 設計検査申請における副本
- (2) 物件検査に関する通知書及びその交付時における副本
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとし、当該期間の延長は行わない。
- 3 乙は、甲の電子申請に係る電磁的記録が乙に到達した時間が、規程第4条第1項に規定する適合証明業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内である場合は速やかに、業務時間外である場合は次の業務時間内に、引き受けが可能かどうかの審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第5条に規定する事務所とする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

附 則

この業務約款は、平成19年6月20日から施行する。

この業務約款は、平成25年4月1日から施行する。

この業務約款は、令和2年4月1日から施行する。

この業務約款は、令和5年7月24日から施行する。